

1 基本方針

- (1) 坂戸市中央第三地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を実施する。
- (2) センター事業は「第9期坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「令和8年度坂戸市地域包括支援センター運営基本指針」に基づき、年間事業計画に従い実施する。
- (3) 地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごす事が出来るよう、職員全員が連携して業務を実施する。
- (4) 地域住民や関係機関にとって、相談しやすいセンターの運営に努める。

2 今年度の取り組みと目標

項目	事業・取組	内容	目標
介護予防推進事業	さかどお達者体操自主グループの立ち上げ	介護予防サポーターと連携し、圏域内に新規自主グループを立ち上げる。会場手配や住民への周知、立ち上げ後のフォローを実施する。	1 グループ
包括的・継続的ケアマネジメント	主任介護支援専門員との協働	圏域内の主任介護支援専門員との情報交換会を実施し、圏域の課題や今後必要な取り組みについて情報共有する。	年1回
運営体制	センター内研修会の実施	職員が講師となり他職員に講義を行い、各職員のスキルアップを図る。	年2回
認知症総合支援事業	おれんじカフェの充実	センターが運営するおれんじカフェの内容を充実させ、多くの方に参加して頂けるカフェにする。	各年間 100名以上
任意事業	集いの場の運営	住民同士が繋がれる場所を提供し孤立を防止する。各種講座を開催し、学びや体験をしてもらう。	年12回

3 運営体制

- (1) 所内の情報共有について
毎朝、全職員でミーティングを実施する。ミーティングでは予定の確認や連絡事項の伝達、各事業についての報告を行い、全員が担当以外の事業についても把握できるようにする。
- (2) 職員研修について
センター職員向けの研修会を企画し、センター職員として必要な知識や技術の習得に努める。また外部研修にも積極的に参加してスキルアップを図る。日々の業務では、必要に応じて管理者が各担当ケースへの対応方法の助言や同行訪問を行う等、継続的な人材育成を行う。

4 包括的支援事業

- (1) 総合相談支援業務
 - ・対象者や家族からの相談を待つだけでなく、地域住民や関係機関と連携しながらスムーズな実態把握を行う。状況に応じてアウトリーチを行う。

- ・地域を見守る事の出来るネットワークを形成するため、地域密着型サービス事業所の運営推進会議、民生・児童委員協議会の定例会に毎回出席する。地域の関係者と顔の見える関係をつくり、必要時にセンターに相談をしやすい体制をつくる。
 - ・感染症流行時や、遠方の家族等からの相談を受けやすくするため、オンライン相談の体制を整備する。
- (2) 権利擁護業務
- ・高齢者虐待や消費者被害、成年後見制度に関する相談があった際には、市役所、介護保険事業所、消費生活センター、社会福祉協議会等と連携して対応する。
 - ・西入間警察署と連携し、地域住民に対して消費者被害や詐欺予防に関する講話をして頂く機会を定期的に設ける。
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ・センターの主任介護支援専門員が中心となり、地域の介護支援専門員への助言や同行訪問等の支援を行う。
 - ・市内の介護支援専門員を対象とした研修会を年1回開催する。研修会は市内の他のセンターと合同で企画する。
 - ・圏域内の主任介護支援専門員との情報交換会を年1回開催し、圏域の課題や今後必要な取り組みについて情報共有する。

5 地域包括ケアシステム推進

団塊の世代が75歳以上となり高齢化が一段と進む中、住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現をめざした取り組みを推進する。

- (1) 在宅医療・介護連携推進事業
- ・坂戸市・鶴ヶ島市地域包括ケアシステム推進協議会、市民公開講座(認知症・在宅医療)、多職種連携研修会、医師会や医療機関の主催する各会合に参加し、地域の医療従事者と顔の見える関係を構築する。
 - ・各関係機関とはメディカルケアステーション等のツールを活用し、連携強化を図る。
- (2) 生活支援体制整備事業
- ・第1層協議体に年1回参加する。第1層生活支援コーディネーターや各関係機関、地域住民等と協力し、地域の支え合いの体制整備を推進する。
 - ・センターに第2層生活支援コーディネーターを2名配置する。第2層協議体(高齢者の支え合い会議地域ミーティング)を年2回開催し、地域の情報共有や新たな社会資源開発に向けた話し合いを行う。
 - ・住民団体が実施している支え合い事業が継続されるように、後方支援を行う。
- (3) 認知症総合支援事業
- ・センターに認知症地域支援推進員を2名配置し、認知症関連事業を実施する。推進員はチームオレンジコーディネーターとしてチームオレンジの運営支援を行う。
 - ・認知症高齢者及び家族等が集える、おれんじカフェを2ヶ所運営する。カフェの内容を充実させ、各年間100名以上参加して頂けるようにする。
 - ・センターに認知症初期集中支援チーム員を配置し、チーム医と連携して認知症の方または認知症の疑いのある方への初期対応を行う。
 - ・認知症疾患医療センターの医師を講師に招き、認知症地域学習会を年1回開催する。学習会と同日に認知症出張相談会を開催する。
 - ・地域住民を対象とした認知症サポーター養成講座を年1回開催する。また企業や有志の団体などから開催依頼のあった際には、その都度企画し開催する。

- ・高齢者声かけ訓練を年 1 回実施する。地域住民が認知症についての理解を深め、見守りが必要な方に配慮した声かけ方法を学べるような内容の訓練を企画する。

(4) 地域ケア会議推進事業

- ・地域課題の抽出を目的とした圏域地域ケア会議を年 1 回開催する。圏域の介護支援専門員や関係機関、地域住民と地域課題を共有し、地域に必要な社会資源を把握する。
- ・ケアマネジメントの資質向上を目的とした自立支援型地域ケア会議の司会を年 2 回担当する。他のセンターが司会を担当する会議も積極的に傍聴し、センター職員の資質向上を図る。また、司会を担当する際には圏域内の居宅介護支援事業所に事例提出を提案し、圏域内のケアマネジャーの資質向上を図る。
- ・年に 2 回、市役所で開催される地域ケア推進会議に出席し、圏域地域ケア会議で整理された課題の報告や新たな社会資源の開発についての提案を行う。

(5) 介護予防推進事業

- ・圏域内で脳の健康教室（すこやか脳クラブ）を開催する。
- ・介護予防サポーターと連携し、圏域内にさかどお達者体操の自主グループを立ち上げる。必要に応じて、既存の自主グループのフォローアップを行う。

6 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援事業

介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援に関しては、住民が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるようにするため、自立支援の考えに基づいて実施する。担当圏域は 1 人暮らしの高齢者が多いため、心身の健康状態以外にも対象者の置かれている状況を正確にアセスメントし、それぞれの目標達成に向けた支援計画を作成する。フォーマルサービスだけでなく、インフォーマルサービスも支援計画に位置付ける事で、個別性のある計画を作成する。対象者それぞれの目標達成に向けて適切な社会資源を支援計画に位置付けられるよう、日頃から社会資源の情報収集に努める。

坂戸市中央第三地域包括支援センター概要

1 事業者概要

法人名称	医療法人社団秀人会 原田内科クリニック
代表者役職名	理事長 原田 守久
事業所名称	坂戸市中央第三地域包括支援センター
事業所所在地	坂戸市末広町5番地1 シャンボールビル102
電話番号	049-288-7701
FAX番号	049-288-7702
介護保険事業所番号	1106000050
サービス提供地域	坂戸市中央第三地区

2 事業所の職員体制

(1) 職員配置数

職員	常勤職員	非常勤職員	備考
看護師	2名	0名	
主任介護支援専門員	1名	0名	管理者兼務
介護福祉士	1名	0名	
准看護師	1名	0名	
社会福祉士	1名	1名	

(2) 職員の勤務時間

区分	勤務時間	備考
平日	午前8時30分～午後5時30分	
土曜日	午前8時30分～午後5時30分	
日曜日	休業日	
祝日	休業日	
年末年始(12月30日～1月3日)	休業日	

3 サービス提供時間

区分	サービス提供時間	備考
平日	午前8時30分～午後5時30分	
土曜日	午前8時30分～午後5時30分	
日曜日	休業日	
祝日	休業日	
年末年始(12月30日～1月3日)	休業日	

4 事業所建物の概要

建物構造の概要	鉄筋コンクリート4階建て
竣工年月日	平成2年4月1日
建物増改築の概要	なし
執務室面積等	
相談室	部屋数1 24,624 m ²
事務室	部屋数1 25,056 m ²
駐車場	5台分(原田内科クリニック兼用)

5 従業者名簿

職 種	(ふりがな) 氏 名	資格	その他所有する資格
管理者 主任介護支援専門員等		主任介護支援専門員	社会福祉士
保健師等		看護師	介護支援専門員
社会福祉士等		社会福祉士	
介護福祉士		介護福祉士	
准看護師		准看護師	
保健師等		看護師	
社会福祉士等		社会福祉士	精神保健福祉士 公認心理師 主任介護支援専門員